



流防第158号  
平成30年11月6日

日本共産党流山市議会議員団 様

流山市長 井崎 義治



原子力災害時の避難者受け入れに関する協定締結にあたっての要望書  
について（回答）

平成30年10月31日付で貴団から要望のあったこのことについて、下記  
のとおり回答します。

記

【要望に対する回答】

1. 東海第二原発の再稼働については、現在、原子力規制委員会において運転延長の可否について審査が行われ、なお係争中であることから、市としましては、引き続き司法の判断に注目してまいります。このため、国・関係機関に求めていくことは考えておりません。
2. 本協定は、地震等の複合災害を含めない東海第二発電所における原子力単独災害を想定し、受入れ市が被災していない場合において、水戸市民の受入れに協力することが前提となります。協定の締結は東海第二原発の再稼働を前提とするものではなく、現に使用済み核燃料の冷却等、安全管理が必要なため対応したものであり、国・関係機関に求めていくことは考えておりません。
3. 本協定に関する内容は、11月1日広報ながれやま及び11月2日ホームページにおいて市民に周知しました。避難経路、避難所開設時の受入要領など、具体的な内容については、今後水戸市と協議を行い、取り決めてまいります。また、市民や市議会への周知が必要な内容について、情報提供に努めます。
4. 本協定は、災害対策基本法第86条の9の規定において、被災した市から県を通じて協議を受けた場合には、受け入れ側の当市に被害及び被害の恐れが無い限り、被災住民を受入れることが規定されていることから、対応したものです。また、第2回定例会一般質問において、本協定の締結に至る経緯など説明してきました。今後、議会に対しては、報告したいと考えております。